三　第一種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。
四　容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。
五　第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあっては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。
六　ＪＩＳ　D4604「自動車用シートベルト」の規格に適合するものであること。

第二十条第十一項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合において、協定規則第14号第７改訂版補足第２改訂版5.4.2.4.の規定にあっては、同規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第２改訂版の規則6.4.3.に限る。）に定める基準にあっては、試験重量を乗車定員１名分の座席重量に735Ｎを加えた重量に４を乗じた重量とすることができる。

一　専ら特別支援学校に通う生徒又は児童の運送を目的とする自動車（乗車定員10人以上のものに限る。）に備える座席ベルトの取付装置　協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第２改訂版の規則5.2.1.、5.4.1.から5.4.2.5.まで、5.4.3.、5.4.3.2.から5.4.3.4.まで、6.3.2.から6.3.4.まで、6.4.3.、7.1.、7.2.及び7.3.に限る。）に定める基準
二　緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置　次に掲げる基準
イ　当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。
ロ　振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようになっていること。
ハ　取り付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。
ニ　乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。
ホ　座席ベルトを容易に取り付けることができる構造であること。

第百六条第七項に次の二号を加える。

三　前二号の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒又は児童の運送を目的とする自動車（乗車定員10人以上のものに限る。）に備える座席（運転者席を除く。）及び当該座席の取付装置にあっては、協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版の規則5.3.の規定に限る。）に定める基準に適合するものであればよい。
四　第一号及び第二号の規定にかかわらず、緊急自動車に備える座席及び当該座席の取付装置にあっては、次に掲げる基準に適合するものであればよい。
イ　座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取り付けられていること。
ロ　座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。
ハ　座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。

第百八条中第六項を第八項とし、同条第五項中「指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの又は協定規則第16号の技術的な要件に定める基準に適合する座席ベルトに準ずる性能を有するものであって、装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。」を「次の各号に掲げるものであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。」に改め、同項に次の各号を加える。

一　指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの
二　法第75条の２第１項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有するもの

第百八条中第五項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　前項の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒又は児童の運送を目的とする自動車（乗車定員10人以上のものに限る。）及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、次に掲げる基準（緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、第六号に掲げるものを除く。）に適合すればよい。

一　当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。
二　第二種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。
三　第一種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。
四　容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。
五　第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあっては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。
六　ＪＩＳ　D4604「自動車用シートベルト」の規格に適合するものであること。

第百八条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合において、協定規則第14号第７改訂版補足第２改訂版5.4.2.4.の規定にあっては、同規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第２改訂版の規則6.4.3.に限る。）に定める基準にあっては、試験重量を乗車定員１名分の座席重量に735Ｎを加えた重量に４を乗じた重量とすることができる。

一　専ら特別支援学校に通う生徒又は児童の運送を目的とする自動車（乗車定員10人以上のものに限る。）に備える座席ベルトの取付装置　協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第２改訂版の規則5.2.1.、5.4.1.から5.4.2.5.まで、5.4.3.、5.4.3.2.から5.4.3.4.まで、6.3.2.から6.3.4.まで、6.4.3.、7.1.、7.2.及び7.3.に限る。）に定める基準
二　緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置　次に掲げる基準
イ　当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。
ロ　振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようになっていること。
ハ　取り付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。
ニ　乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。
ホ　座席ベルトを容易に取り付けることができる構造であること。

附　則

この告示は、平成二十四年七月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百六十七号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎